

# MLI (BEPS 防止措置実施条約) の発効

July 2018

## In brief

2018年7月1日、BEPS防止措置実施条約(以下「MLI(Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent Base Erosion And Profit Shifting)」)が発効しました。2018年7月9日現在、MLIの署名国は82カ国(香港を含む)で、そのうち9カ国がOECDに批准書等の寄託を行っています。我が国では2018年5月18日に国会でMLIが承認され、今後のOECDへの批准書の寄託に向けて、留保及び通告リストの確定作業が行われているものと考えられます。MLIの我が国への発効は批准書の寄託後になります。

本号では、MLIの現状及び今後の我が国の租税条約へのMLI適用関係の見通しについて解説します。

## In detail

### 1. MLIの現状

MLIは、5番目の寄託国であるスロベニアが2018年3月22日に批准書等(批准書、受諾書又は承認書のいずれかを指します。)を寄託したことにより、2018年7月1日に発効しました。2018年7月9日現在、MLIは我が国を含む82カ国・地域によって署名がされており、そのうち9カ国(①オーストリア(2017年9月22日)、②マン島(2017年10月25日)、③ジャージー(2017年12月15日)、④ポーランド(2018年1月23日)、⑤スロベニア(2018年3月22日)、⑥セルビア(2018年6月5日)、⑦スウェーデン(2018年6月22日)、⑧ニュージーランド(2018年6月27日)、⑨英国(2018年6月29日))により批准書等の寄託が行われています。スロベニアより後に寄託した国については、批准書等がOECDに寄託された日から3か月を経過する日を含む月の翌月の初日に発効します。

我が国以外のMLIの署名国・地域(81)	
我が国がMLIの適用対象として選択している我が国の租税条約の相手国・地域(34)(署名時ベース)	アイルランド、イスラエル、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、オランダ、カナダ、クウェート、シンガポール、スウェーデン、スロバキア、大韓民国、チェコ、中国、香港、ドイツ、トルコ、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、フィジー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ポルトガル、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ルーマニア
我が国がMLIの適用対象として選択していない我が国の租税条約の相手国・地域(16)	アラブ首長国連邦、アルメニア、エジプト、エストニア、オーストリア、カザフスタン、ジョージア、スイス、スペイン、スロベニア、チリ、デンマーク、ベルギー、ラトビア、リトアニア、ロシア
我が国と情報交換協定のみに又は、税務行政執行互助条約のみ(ないし両方)(25)	アイスランド、アルゼンチン、アンドラ、ウルグアイ、ガーンジー、カメルーン、キプロス、キュラソー、ギリシャ、クロアチア、コスタリカ、コロンビア、サンマリノ、ジャージー、セーシェル、セネガル、チュニジア、ナイジェリア、パナマ、バルバドス、マルタ、マン島、モナコ、モリシャス、リヒテンシュタイン、
我が国と租税条約・協定の締結がない国・地域(6)	ガボン、コートジボワール、ジャマイカ、セルビア、ブルキナファソ、ペルー
我が国の租税条約締結国・地域でMLIの非署名国・地域(20)	
アゼルバイジャン、ウクライナ、ウズベキスタン、オマーン、カタール、キルギスタン、スリランカ、ザンビア、タイ、タジキスタン、トルクメニスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブラジル、ブルネイ、米国、ベトナム、ベラルーシ、モルドバ、サウジアラビア(我が国はMLIの対象としている)	

我が国は、MLIの署名時において、35カ国・地域（MLI非署名国であるサウジアラビアを含む）をMLIの対象とする仮の通告を提出していますが、他国・地域における今後の署名及び批准等の状況に鑑み、MLIの対象国は変更される可能性があります。なお、我が国と租税条約を締結しており、MLIに未署名のタイやオマーンも、MLIへの署名の意向を表明しています。

## 2. MLIの租税条約への適用

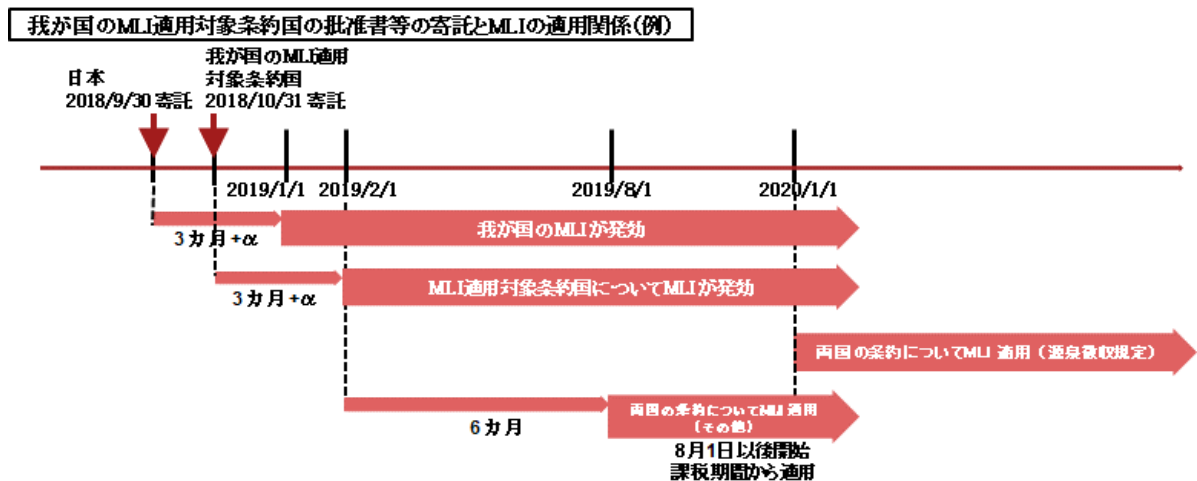
MLI署名国の寄託により発効したMLIは、MLI適用対象として選択している2カ国・地域の租税条約について、原則として、①源泉徴収に係る租税については両締約国でMLIの発効した日（いずれか遅い日）以後に開始する年（注1）の1月1日以後に課されるものから適用され、②その他の全ての租税については両締約国でMLIが発効した日（いずれか遅い日）から6カ月（注2）を経過した時以後に開始する課税期間（注3）に係るものから適用が開始されます（MLI35条1項）。相互協議手続の規定（16条）は、両締約国でMLIの発効した日（いずれか遅い日）以後に一方の当事国の権限のある当局に対して申し立てられた事案（MLIによって修正される前の当該対象租税条約の規定に基づく一定のもの除く）に関し、当該事案が関連する課税期間に関係なく適用されます（35条4項）。なお、上記の適用日等に代わる日の選択も認められています（35条7項）。

- （注1） 適用開始を「年」に代えて「課税期間」とする場合は、当該選択を寄託者に通告する必要があります（35条2項）。
- （注2） 全ての当事国が6カ月よりも短い期間を適用することを寄託者に通告する場合には、当該期間
- （注3） 適用開始を「（経過した時以後に開始する）課税期間」に代えて「（経過した時以後に開始する）年の1月1日以後に開始する課税期間」とする場合は、当該選択を寄託者に通告する必要があります（35条3項）。

批准書の寄託後の通告により新たに対象となった租税条約（批准書のリストに無い租税条約）についての適用については、別途規定が設けられており、①源泉徴収に係る租税については通告の日後30日経過日以後開始する年以後に課されるものから適用され、②その他の全ての租税については原則として通告日から9カ月を経過した時以後に開始する課税期間に係るものから適用されます（35条5項）。

## 3. MLIの我が国の租税条約への適用

我が国のMLIの適用開始時期については、まず我が国が批准書をOECDに寄託するタイミングがいつになるかによりますが、MLIの具体的な我が国の租税条約への適用は、我が国の批准書の寄託日のみならず、MLI適用対象条約国の批准書等の寄託日により異なってきます。批准書等はOECDに寄託された日から3カ月を経過する日を含む月の翌月の初日に発効し、発効日を起算日として、MLIの適用関係が確定します。



両国の批准書等の寄託日	MLIの発効日	源泉徴収規定の適用	その他の課税の適用
2018年10月1日までに寄託	(最も遅い場合) 2019年1月1日	2019年1月1日以後に生ずる源泉徴収の課税事象について適用	MLI発効日から6カ月経過日以後に開始する課税期間
2018年10月2日以後に寄託	2019年2月1日以後の月初	2020年1月1日以後に生ずる源泉徴収の課税事象について適用	MLI発効日から6カ月経過日以後に開始する課税期間

我が国の批准書の寄託が2018年10月1日までに行われた場合、同日前までに寄託を行ったMLIの租税条約適用対象国については、MLIは2019年1月1日以後に生ずる源泉徴収の課税事象について適用されることとなります。その他の課税は、遅くとも2019年7月1日以後開始課税期間からMLIが適用されることとなりますが、2国間の協議により別途規定が設けられることも考えられます。批准書等の寄託が2018年10月2日以後の場合は、MLIは2020年1月1日以後に生ずる源泉徴収の課税事象について適用され、その他の課税は、2019年8月1日以後開始課税期間からMLIが適用されることとなります。

#### 4. 我が国の署名時におけるMLI規定の選択

我が国はMLI規定について、署名時には、予定される留保の暫定的な一覧、及び予定される通告の一覧を提出しており(28条7項、29条4項に基づく)、最終的な留保及び通告は批准書の寄託時に提出されます(28条5項、29条1項)。留保及び通告の寄託後の変更は、①対象租税条約の追加、②留保の撤回又は縮小、③(狭義の)選択の追加、の場合のみが認められており(28条9項、29条5項、6項)、対象租税条約の縮減や留保事項の追加は認められておりません。このようなことへの配慮から、我が国においても批准書の寄託に向けて慎重に対応を検討しているものと思われま。

租税条約の濫用防止規定(7条)は、既存条約に同等規定が無い限り、MLIの適用対象条約において導入することが必須とされておりますので、MLIの適用対象条約国に子会社等を有する場合はMLI規定の影響を分析する必要があります。PE規定等については、寄託時の我が国の選択の動向に留意する必要があります。

我が国が適用することを選擇しているMLIの規定 (署名時の暫定リストベース)	我が国が適用しないことを選擇しているMLIの規定 (署名時の暫定リストベース)
① 課税上存在しない団体を通じて取得される所得に対する条約適用に関する規定(第3条)	① 二重課税除去のための所得免除方式の適用の制限に関する規定(第5条)
② 双方居住者に該当する団体の居住地国の決定に関する規定(第4条)	② 特典を受けることができる者を適格者等に制限する規定(第7条)
③ 租税条約の目的に関する前文の文言に関する規定(第6条)	③ 配当を移転する取引に対する軽減税率の適用の制限に関する規定(第8条)
④ 取引の主たる目的に基づく条約の特典の否認に関する規定(第7条)	④ 自国の居住者に対する課税権の制限に関する規定(第11条)
⑤ 主に不動産から価値が構成される株式等の譲渡収益に対する課税に関する規定(第9条)	⑤ 契約の分割による恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第14条)
⑥ 第三国内にある恒久的施設に帰属する利得に対する特典の制限に関する規定(第10条)	
⑦ コミッシュネア契約を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第12条)	
⑧ 特定活動の除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避に関する規定(第13条)	
⑨ 相互協議手続の改善に関する規定(第16条)	
⑩ 移転価格課税への対応的調整に関する規定(第17条)	
⑪ 義務的かつ拘束力を有する仲裁に関する規定(第18条～26条)	

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

Email: [pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com](mailto:pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

高野 公人

03-5251-2698

[kimihito.k.takano@pwc.com](mailto:kimihito.k.takano@pwc.com)

顧問

岡田 至康

03-5251-2670

[yoshiyasu.okada@pwc.com](mailto:yoshiyasu.okada@pwc.com)

パートナー

佐々木 浩

03-5251-2184

[hiroshi.sasaki@pwc.com](mailto:hiroshi.sasaki@pwc.com)

ディレクター

浅川 和仁

080-4205-7098

[kazuhito.asakawa@pwc.com](mailto:kazuhito.asakawa@pwc.com)

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

[yumiko.arai@pwc.com](mailto:yumiko.arai@pwc.com)

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国 736 カ所に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。